

6 各部門の業務

(1) 生活衛生部門

中央卸売市場第一市場にある第一検査室を含めて構成されており、食品衛生及び環境衛生などに関する試験検査を担当している。

主な業務は、「3 機構及び事務分担」(2ページ)のとおりである。また、平成19年度の取扱件数は、表1-2のとおりである。

(2) 臨床部門

母子、成人、老人保健対策に関する生化学検査並びに食品衛生対策、生活衛生及び環境・公害に関する細菌学的検査を担当している。

主な業務は、次のとおりである。また、平成19年度の取扱件数は、表1-2のとおりである。

ア 新生児の先天性代謝異常等検査

新生児(生後5~7日目)の血液について、先天性代謝異常症(フェニルケトン尿症など4疾患)、先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)及び先天性副腎過形成症(CAH)のマス・スクリーニングを行っている。

イ 血液検査

従来、医師会委託のみであった老人保健法に基づく基本健康診査を、昭和62年度から、保健所でも実施することとなり、その血液検査を当部門で担当している。

ウ 細菌学的検査

市民の健康を守るため、市内に流通する食品の衛生状態を細菌学的見地から把握し、保健所における監視指導業務に役立てることを目的として、年間計画に基づいて取去された食品について細菌検査を行っている。

また、食中毒発生の際には原因究明のため、食中毒菌の検索を行っている。

生活衛生に関しては、飲用水、浴槽水及びおしぼりについて、環境・公害対策では、浄化槽放流水及び河川水について、細菌検査を担当している。

(3) 微生物部門

平成18年4月の組織改正により、従来の微生物部門から衛生動物係を分離し、調査研究部門の公衆衛生係を併合し、設けられたものである。衛生微生物に関する検査を担当しており、業務内容は、次の3項目に大別される。

ア ウイルスなどに関する業務

インフルエンザウイルスや日本脳炎ウイルスの分離は、昭和30年代以来実施し、その後アデノウイルス、エンテロウイルスなど対象ウイルスの拡張を図ってきた。

昭和57年からは、国の事業の一環として、京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査を担当している。

昭和62年から、同事業は、新たに京都市結核・感染症サーベイランス事業として対象疾病も拡張され、ウイルスの分離、同定の他に疾病診断の確認や病原体情報の解析評価を行っている。同事業は、平成10年に京都市結核・感染症発生动向調査事業と改称された。更に同事業は、平成11年4月に制定後、平成15年10月に改正、同年11月から施行された、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく事業となり、病原体検査もこれに基づいて実施されている。

インフルエンザについては、流行時を中心に通年インフルエンザウイルス分離を実施し、分離ウイルスについては、抗原分析を加えて流行ウイルスの監視を行っている。

また、行政依頼検査として、保健所の依頼により社会福祉施設等における感染性胃腸炎(五類感染症)事例でのノロウイルス等の検査を実施している。

イ 免疫に関する業務

保健所で採血された検体について、各種の検査を行っている。

風しんウイルス抗体検査は、昭和51年から妊婦及び妊娠予定者について開始した。平成12年9月以降は、妊娠予定者(15歳以上)を対象に実施している。

HIV感染症及びエイズの予防対策の一環として、HIV-1型抗体・HIV-2型抗体のスクリーニング検査と、確認検査を実施している。また、検査を希望する人は、梅毒抗体検査を同時に行っている。

平成13年6月からC型肝炎ウイルス抗体検査を開始したが、平成15年度から外部委託となった。

ウ 細菌などに関する業務

京都市感染症発生動向調査事業における病原体定点医療機関から採取された検体の細菌・マイコプラズマの検査を行っている。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定める、三類感染症のコレラ菌、腸管出血性大腸菌の検査を行っている。

なお、三類感染症の細菌性赤痢、チフス、パラチフスのうち、コレラ汚染地域・コレラ対策地域からの来航者などから患者が発生したものについては、当研究所がコレラ菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌の検査を実施している。

行政依頼検査として、京都府警察本部の依頼により、不審な郵便物等の炭疽菌（四類感染症）検査と、保健所の依頼により、社会福祉施設等における感染性胃腸炎（五類感染症）集団発生事例の細菌検査を実施している。

(4) 病理部門

衛生公害研究所第二検査室として、京都市中央卸売市場第二市場内に位置し、市場における獣畜のと畜検査及び場内の衛生監視指導並びにその他の獣畜の病理検査を担当する部門として運営されている。

主な業務は、次のとおりである。また、平成19年度の取扱頭数及び件数は、表1-2のとおりである。

ア と畜検査業務

と畜場法及び食品衛生法に基づき、獣畜（牛、豚、馬、山羊及びめん羊）のと畜検査及びこれに伴うとさつ解体禁止、廃棄などの行政措置を行っている。

イ と畜場及びとさつ解体作業の衛生指導

京都市と畜場の衛生保持及び衛生的な解体作業を監視指導している。

ウ 第二市場内の衛生指導

食品衛生法に基づき、市場及び関連施設の検査、監視指導を行い、食肉の衛生的な処理と安全確保に努めている。

エ と畜検査以外の病理学的検査

食鳥、魚介類及びその他の食肉について、第一検査室や保健所などを通じて寄せられた苦情に対し、その原因追及のための検査を行っている。

オ データの解析及び還元

と畜検査などによって得られたデータは、コンピュータを用いて解析し、検査業務の参考とするとともに、生産者や市場関係者などに還元している。

カ 宿日直業務

と畜場における伝染病発生の早期発見及び緊急と畜検査のため、休日を含め24時間体制で宿日直勤務を行い、異常畜の検査などにあたっている。

キ BSE スクリーニング検査

平成13年10月18日から、BSE スクリーニング検査が義務付けられ、解体した牛の延髄を検体として、ELISA法を用いて全頭のスクリーニング検査を行っている。

(5) 疫学情報部門

昭和38年12月の機構改革に際し、公衆衛生に関する疫学的調査及び研究を担当する疫学部門として設置された。昭和54年1月に公衆衛生に関する情報の収集、解析及び提供に関することを担当することとなり、疫学情報部門と改称された。

主な業務は、次のとおりである。

ア 京都市感染症情報センターとしての業務

感染症に対する有効かつ的確な予防対策に資するため、市域における患者情報及び病原体情報を全国の情報と併せて、週、月、年ごとに解析し、医師会など関係機関に提供するとともに、当所ホームページ上に掲載している。また、迅速な情報提供を要する感染症について、発生状況等の詳細をホームページに掲載している。

これらの情報は、「医療従事者向けメール配信サービス」登録者にも提供している。

イ 国民生活基礎調査（京都市分）の解析

国民生活基礎調査は、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的に、国により3年ごとに大規模調査が実施されているが、京都市など小地域単位での集計・解析が不十分である。

そこで、国から京都市分データを入手し、市民の健康状況などについて解析を行い、本市保健衛生行政の推進に必要な資料を作成している。

ウ 所内ネットワーク関連業務

当所内のイントラネットパソコンについては、セキュリティの確保等の適正な管理を図りながら情報の利用及び発信等を効率よく行う必要があるため、所内運用委員会の運営等を行っている。

エ ホームページの維持管理

当所のホームページの作成及び更新について、助言等を行っている。

オ 京都市衛生公害研究所年報の作成

当部門が年報編集委員会の事務局となり、衛生公害研究所の事業概要及び試験検査・研究実績などをとりまとめ、「京都市衛生公害研究所年報」を作成している。

カ GLP 関連業務

食品衛生に関する検査データの信頼性を確保するため、平成9年4月、国及び地方自治体などの食品衛生検査施設に対し、試験検査などの業務管理（いわゆる「GLP」）が義務づけられた。当部門は、所の信頼性確保部門として、GLP委員会の運営、内部点検の実施、外部精度管理調査のとりまとめなどを担当している。

キ その他

各事業課、保健所への公衆衛生情報の提供、事業課が行う調査及び情報処理の技術支援等を行っている。

(6) 衛生動物部門

平成18年4月の組織改正により設立されたもので、蚊やハチ、ブユなどの衛生動物や花粉などの調査を行っている。

主な業務は、次のとおりである。また、平成19年度の取扱件数は、表1-2のとおりである。

ア 空中花粉の実態調査

花粉症の原因となるスギ花粉をはじめとする各種花粉の分布状況、季節的消長を調査している。

なお、本業務は、保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課及び各保健所との共同調査である。

イ ハチの調査

駆除されたハチを回収し、種類及び巣の状況を観察し、市民のハチからの被害を防止するための資料を作成している。

ウ 高野川、鴨川におけるブユ幼虫・蛹相の実態調査

刺される被害を防止するために、都市部に流れる河川（鴨川、高野川）におけるブユ幼虫と蛹相の発生状況を調査している。

エ 衛生動物検査、相談

衛生上有害な生物及び不快昆虫の種類鑑別のほか、保健所や市民からのねずみ及び節足動物などに関する相談に応じている。

(7) 環境部門

環境関連法令などに基づく環境の汚染状況の把握及び環境汚染の発生源に対する監視・指導・規制その他の環境保全行政に必要な行政検査を中心として、次の業務を行っている。

ア 環境情報関係業務

大気汚染常時監視テレメータシステムによって、市内各地点の大気汚染の状況を常時監視するとともに、光化学スモッグ注意報発令などの周知に係る業務を行っている。

また、大気汚染常時監視測定結果については、情報処理システムで処理し、環境行政の推進に必要な資料を提供している。

イ 大気関係業務

大気中有害化学物質のモニタリング、悪臭物質の化学分析、降雨ごとの酸性度とそれに影響する降雨中溶解物質の

分析，降下ばいじん，浮遊粒子状物質，アスベスト，重油中硫黄分，工場等から排出される有害物質の調査，環境省委託業務の一つである新分析法が開発された物質の環境調査等を行っている。

また，環境騒音，自動車騒音，鉄道騒音及び振動などに関する業務も行っている。

ウ 水質関係業務

工場・事業場排水，ゴルフ場排水，浄化槽放流水，河川水，河川底質，地下水，池沼水，土壌，産業廃棄物，衛生公害研究所排水などに関する理化学的な検査業務を行っている。

(8) 管理課相談係

消費者保護対策を推進するために，食品の安全性を中心とした相談及び指導業務を担当する部門として，昭和45年の当所新築移転時に，当研究所に消費者コーナーが設置された。

平成2年4月の組織改正により管理課に相談係が設置され，従来の消費者コーナー業務に加えて，旧公害対策室審査課（公害センター）の業務の一部を引き継ぐことになった。

日常生活に深い関わりのある食品の諸問題や環境問題について，各部門の機能を活用し，市民への啓発等を行っている。主な業務は，次のとおりである。

ア 食品衛生，環境衛生などに関する相談

イ 各種講座の開催

ウ 消費者コーナーニュースの発行

エ 簡易騒音測定器の貸出し

オ 公衆衛生情報の収集提供

カ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買

家庭用品の試買数：638 検体

キ 衛生公害研究所セミナーの開催

表1-2 試験検査取扱件数（平成19年度）

[生活衛生部門]		
検査名	検体数	項目数
食品中の食品添加物検査	506	4,164
食品中の残留農薬検査	348	33,103
食品中のPCB, 水銀等の食品汚染物質検査	64	128
遺伝子組換え食品の検査	55	55
食品中の残留動物用医薬品検査	345	6,461
食品の規格等の検査	130	280
自然毒の検査	20	30
器具及び容器包装等の検査	384	472
食品の放射能汚染検査	72	72
食品衛生に関するその他の検査	77	197
食品衛生外部精度管理	12	25
家庭用品の有害物質の検査*	645	683
飲料水等の水質検査	205	772
環境衛生に関するその他の理化学検査	40	200
医薬品などの検査	19	19
計	2,922	46,661
監視指導延件数		45,063

(* 検査委託検体600検体(600項目)を含む。)

[臨床部門]	
検査名	件数
先天性代謝異常等検査	14,521
生化学検査	1,673
血液検査	1,673
浄化槽放流水の細菌検査	116
飲用水の細菌検査	63
浴槽水の細菌検査	70
おしぼりの衛生検査	10
プール水の細菌検査	40
食中毒の細菌学的検査	1,851
収去食品の細菌検査	772
食品の規格検査(細菌)	232
食品衛生外部精度管理	5

[病理部門]	
検査名等	
と畜検査	23,690 頭
(正常)	23,644 頭
(病切迫畜)	46 頭
合否保留	183 頭
精密検査	582 頭
処分(全部・一部廃棄)	17,424 頭
BSEスクリーニング検査	8,199 件
食鳥検査(検査指導)	0 羽
瑕疵検査	70 件
監視指導	773 件

[衛生動物部門]	
検査名	件数
衛生動物検査	267
衛生相談	340
計	607